

## 募集要項

### 1 概要

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地に所在する航空自衛隊入間基地（以下「入間基地」という。）において、職員等の利便性を確保するため、車両の展示を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 車両の販売を行っていること。
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 過去に自衛隊の基地等において、官側の指示に従わない等、問題となる行動をしたことがない者
- (11) 公序良俗に反する行為をしたことがない者
- (12) 7に示す「公募説明会及び現場説明会」に参加すること。参加しない業者は公募に参加できないものとする。

### 3 設置施設の所在地及び名称

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 入間基地

### 4 設置期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

### 5 設置条件

- (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

(2) 展示場所及び展示区画数

第2厚生センター駐車場：10区画（区画の面積は、各12.65㎡（2.53m×5m））

6 募集期間

令和7年8月1日（金）9時～令和7年8月20日（水）17時

7 公募説明会及び現場説明会

参加を希望する者は令和7年8月20日（水）17時までに会社名、連絡先を電話等により8に示す「提出先」へ通知すること。参加は各者2名までとする。公募説明会に遅刻又は欠席した者は公募への参加を認めない。

(1) 日時

令和7年8月25日（月）午前10時から

(2) 場所

入間基地第2厚生センター3階多目的ホール

(3) 携行品

募集要項、仕様書及び顔写真付の身分証明書（運転免許証等）

8 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

車両の展示を希望する者は、アに示す提出書類を、イに示す提出先に、ウに示す期限までに郵送または手交により提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。また、官側が必要と認めた場合、自治体、警察、消防及びその他関連機関等に内容（個人情報を含む。）を通知することがある。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙様式第2）正1部、写し30部

(ウ) 展示希望日及び展示区画要望表（別紙様式第3） 1部

(エ) 資格確認書類 各1部

応募に必要な資格を確認するため、以下の書類を併せて提出すること。

関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

a 業務確約書（別紙様式第4）

b 登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）

個人である業者にあつては、戸籍抄本

c 営業経歴書

会社の商号、所在地、代表者役職、氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可

d 財務諸表

(a) 法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書（収支内訳書含む。）の写し。

(b) 個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色

申告決算書（一式）の写し。

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの）

(a) 法人：その3の3

(b) 個人：その3の2

f 誓約書（別紙様式第5）

g 役員名簿（別紙様式第6）

h 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

※ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒350-1394

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地

中部航空警戒管制団基地業務群業務隊厚生班（担当：鳴海、芳賀）

電話：04-2953-6131（内線2782）

（ただし、平日17時から翌日9時及び土日祝日を除く。）

ウ 提出期限

令和7年9月8日（月）17時

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限までに提出されなかった場合

イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合

カ 令和8年度以降の国有財産使用料を支払うことが出来ない場合

キ その他、違背と認められる行為が確認された場合

(3) 提案修正の禁止

原則、提出後の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

9 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、車両の展示実施可能業者を決定する。

10 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊入間基地司令が決定する。

11 展示日

展示日は、応募者の要望に基づき決定する。自衛隊の任務及び基地行事等に関連し、要望に沿うことができない場合がある。また、応募者の要望が重複した場合については、協議、調整をした上で決定する。なお、決定後の変更は認めない。

12 その他

この公募に応募がなかった場合、又は選定により業者が決定しなかった場合には、防衛省共済組合入間支部に公募を移行する。

申 請 書

令和 年 月 日

航空自衛隊入間基地司令 殿  
(基地業務群司令気付)

本社(店)所在地

〒

住 所 :

電 話 :

商号又は名称

印

代表者氏名

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名 :

電 話 :

F A X :

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地に所在する航空自衛隊入間基地において、令和8年度に車両の展示を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

企画提案書

会社名：

1 展示する車種、色、台数等
2 会社概要
3 アピールポイント

展示希望日及び展示区画要望表

会社名：

月	場所	第2厚生センター	
		日付	使用区画数
記入例		6～10、20～24 のうちの連続する2日	5
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

※ 記入例のとおり希望する日をすべて記入すること。

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊入間基地司令 殿

航空自衛隊入間基地内における車両の展示を行う業務の応募に際し、仕様書に定める業務及び自らが提出した企画提案書の内容を適正に履行できることを確約致します。また、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合は、設置及び経営を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

- 1 暴力団及びその関係者と一切関係を持ちません。
- 2 設置及び経営に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
- 3 車両の展示に際して、認められた目的以外の行為は一切行いません。
- 4 車両の展示の意思がなくなり、又は車両の展示が不可能となった場合には、速やかに官側に連絡し指示を受けます。
- 5 安全管理に万全を尽くし、車両の運行等について官側の指示に従い事故の未然防止に努めます。
- 6 車両の展示に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 7 車両の展示及びこれに関して発生した費用等は、全てこれを負担します。
- 8 基地内において必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は基地の指示に従います。
- 9 官側の都合により営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用、損害等については一切請求いたしません。
- 10 その他疑義が生じた場合は、その都度官側と協議し、指示を受けます。

本社（店）所在地

〒

住 所：

電 話：

商号又は名称

印

代表者氏名

注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

## 誓 約 書

- 私  
当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

#### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに

速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
北関東防衛局長

令和 年 月 日

所在地  
〒

TEL :

会社名等

役職・代表者名

